



に次の１号を加える。

- (2) 公共下水道及び都市下水路の基本計画、計画決定及び事業計画に関すること。

第４条に次の１項を加える。

工務係

- (1) 公共下水道の普及促進に関すること。
- (2) 公共下水道及び都市下水路の工事の設計、施工及び監督に関すること。
- (3) 公共下水道及び都市下水路の工事に伴う用地の境界明示その他出願に関すること。
- (4) 公共下水道及び都市下水路の工事資材及び機器類の検収及び管理に関すること。
- (5) 公共下水道及び都市下水路の災害復旧に関すること。
- (6) 処理場の設計、施工及び監督に関すること。
- (7) 私道内公共下水道枝管工事に関すること。

第５条に見出しとして「（竜田川浄化センターの分掌事務）」を付する。

第６条を削り、第７条を第６条とする。

第８条第２項中「その属する部の事務又はその属する部の特定の事務」を「部の事務又は特定の事務」に改め、同条を第７条とする。

第９条を第８条とし、第１０条を第９条とする。

第１１条第１項中「又は所長（竜田川浄化センターの所長に限る。以下同じ。）」を「、竜田川浄化センターに所長」に改め、同条を第１０条とする。

第１２条を第１１条とし、第１３条を第１２条とする。

第１４条第２項中「所管課長」を「課長」に改め、同条第３項中「それぞれ所管課長」を「課長」に改め、同条を第１３条とする。

第15条を第14条とする。

第16条第1項中「又は課長補佐」を「、課長補佐又は所長」に改め、同条を第15条とする。

第17条を削る。

第18条中「課又は」を削り、同条を第16条とする。

(市長から事務委任された事務に関する事務専決規程の一部改正)

第2条 市長から事務委任された事務に関する事務専決規程（平成24年3月生駒市水道事業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第7条」を「第6条」に改め、同条第6号中「第8条」を「第7条」に改め、同条第7号中「第9条」を「第8条」に改め、同条第8号中「第10条」を「第9条」に改め、同条第9号中「第11条」を「第10条」に改める。

第4条第2項及び第3項中「所管課長」を「課長」に改める。

第7条第5号中「第9条第3号」を「第9条第5号」に改める。

第9条（見出しを含む。）中「下水道管理課長」を「下水道課長」に改め、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号を同条第4号とし、同条第1号を同条第3号とし、同条に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 下水道工事の調査、設計及び監督に関すること。

(2) 現場監督員の選任に関すること。

第11条を削り、第12条を第11条とし、第13条を第12条とする。

(生駒市水道事業公印規程の一部改正)

第3条 生駒市水道事業公印規程（昭和43年4月生駒市水道事業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

別表中「下水道管理課長」を「下水道課長」に改める。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。